

北方領土問題解決への道筋(イメージ) < 国の政策、協会業務の背景 >

北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結するという一貫した基本方針

北方領土をめぐる外交交渉

北方領土返還に向けた環境整備(本土・四島)

- ・ 国民世論の啓発
 - ・ 交流等事業の推進
 - ・ 元島民等の援護
 - ・ 隣接地域の振興 等
- (北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律)
 (北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律)

北方領土問題対策協会が果たすべき役割(独立行政法人北方領土問題対策協会法)

国民世論の啓発、四島交流事業、調査研究、元島民等の援護及び旧漁業権者等への融資について、政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図る。

< 本中期目標のポイント >

理事長のリーダーシップの下、日露関係や元島民の高齢化など情勢変化を的確に見極めつつ、政策目的や目標に立ち返って取組の改善を重ね、政策実施機関としての機能を最大化

国民世論の啓発

真の国民運動として若年層など運動の裾野の拡大
情報発信の強化

四島交流事業

情勢変化にも対応しつつ、計画等に基づき着実に実施
世論啓発にも資する参加者やプログラムの検討、事業実施後も含めた発信強化

調査研究

関係機関等の関心の高いテーマ選定
既存の調査研究成果を有機的に組み合わせ、啓発・教育へ活用

元島民等援護

助言を含めた元島民の活動支援
情勢変化にも対応しつつ、自由訪問支援を着実に実施

元島民等への低利融資

きめ細かな相談等対応
必要に応じた融資メニューの見直し